

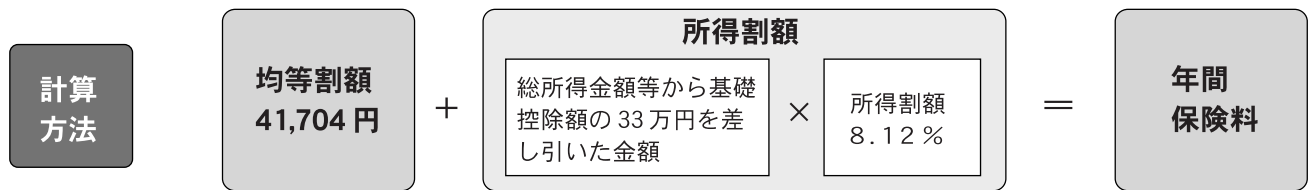
# ～安定した制度で高齢者医療を守るために～ 平成24・25年度の後期高齢者医療の 保険料率が決まりました

高齢化の進展や医療の高度化などにより、滋賀県の後期高齢者の医療費は年々増加しています。

医療費に見合う保険料収入を確保し、被保険者の皆さんの健康増進と安心して医療を受けていただけるよう、平成24・25年度の保険料が改定され、滋賀県後期高齢者広域連合議会で可決されましたので、お知らせします。

なお、新しい保険料額は、平成23年中の所得が確定した後、7月中旬ごろに郵送で個別にお知らせします。

	平成24・25年度	平成22・23年度
被保険者均等割額	<b>41,704円</b>	38,645円
所得割率	<b>8.12%</b>	7.18%



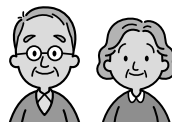
※年間保険料の上限額は55万円です。

## ●保険料が軽減される場合

均等割額	被保険者と世帯主の総所得金額等が下記の金額以下の世帯
8.5割軽減	【基礎控除額 (33万円)】を超えない世帯
9割軽減	8.5割軽減される世帯のうち、被保険者全員が公的年金80万円以下で、その他の所得がない人
5割軽減	【基礎控除額 (33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)】を超えない世帯
2割軽減	【基礎控除額 (33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯
所得割額 (5割軽減)	被保険者の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の人

例

夫婦二世帯 (75歳以上)



夫 (世帯主) 厚生年金 215万円、  
妻 国民年金 79万円の場合 → 〈均等割額 2割軽減世帯〉

【夫】215万円 (年金収入) - 120万円 (公的年金控除) - 33万円 (基礎控除) = 62万円

所得割額 62万円 × 8.12% = 50,344円…①

均等割額は2割軽減により

41,704円 × 0.8 = 33,363円…②

8,275円  
増加↑

◆夫の保険料 (年額) = ① + ② = **83,707円**

【妻】79万円 (年金収入)

※120万円 (公的年金控除) 未満の場合、所得割額は0円

所得割額 0円…③

均等割額は2割軽減により

41,704円 × 0.8 = 33,363円…④

2,447円  
増加↑

◆妻の保険料 (年額) = ③ + ④ = **33,363円**

ひとり世帯 (75歳以上)



国民年金 79万円の場合  
→ 〈均等割額 9割軽減世帯〉

※120万円 (公的年金控除) 未満の場合、  
所得割額は0円

所得割額 0円…⑤

均等割額は9割軽減により

41,704円 × 0.1 = 4,170円…⑥

306円  
増加↑

◆保険料 (年額) = ⑤ + ⑥ = **4,170円**

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎⑤26571 有線⑤7784

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎077-522-3013